

## 1. 議事日程

〔令和2年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和2年5月13日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 議席の一部変更  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 会期の決定  
日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について【令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】  
日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】  
日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】  
日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】  
日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例】  
日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例】  
日程第10 承認第7号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例】  
日程第11 議案第42号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

## 2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	武岡隆文	2番	新田和明
3番	芦田宏治	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

## 3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

4番 玉井直子 5番 山根温子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

市長	児玉浩	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	宮本智雄
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊荘	建設部長兼公営企業部長	平野良生
教育次長	福井正	消防長	土井実貴男
総務課長	内藤道也		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡憲一

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

○先川議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
まず、委員の辞任許可報告を行います。  
青原敏治議員から議会広報特別委員会委員の辞任の申出がありましたので、許可をいたしました。  
次に、委員の選任について報告をいたします。  
文教厚生常任委員会、予算決算常任委員会、議会広報特別委員会、道の駅整備調査特別委員会、及び田んぼアート事業調査特別委員会の各委員に、武岡隆文君を選任いたしました。  
そのほかの報告については、議会事務局長よりいたさせます。  
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、2件の報告がありました。  
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。  
第4点、閉会中の議員派遣結果について報告をいたしております。  
第5点、監査委員より、令和2年2月分、及び3月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 議席の一部変更

○先川議長 日程第1、議席の一部変更を行います。  
今回、新たに当選されました武岡隆文君の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。  
武岡隆文君を1番とし、1番の新田和明君を2番に、2番の芦田宏治君を3番に、それぞれ変更いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、4番玉井直子さん、及び5番 山根温子さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 会期の決定

- 先川議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会から報告をいたします。  
令和2年第1回臨時会の運営につきまして、去る、5月11日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。  
本臨時会に付議されます案件は、承認7件、議案1件でございます。  
議案審議についてでございますが、議案第42号は予算決算常任委員会へ付託することとし、そのほかの承認7件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 先川議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について【令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】

- 先川議長 日程第4、承認第1号「専決処分した事件の承認について【令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉浩君。
- 児玉市長 皆さんおはようございます。  
本日、令和2年第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、御多用の中御参集いただき、誠にありがとうございます。  
さて、このたびの臨時会へは、承認7件、予算関係1件の合わせて8議案を提出させていただきました。  
どうぞよろしく御審議をお願いいたします。  
承認第1号「専決処分した令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」について提案理由の御説明を申し上げます。  
本件は、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用として、2,356万9,000円を追加し、予算の総額を222億2,630万2,000円としたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月27日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 猪掛公詩君。

○猪掛企画振興部長

それでは、専決処分いたしました、令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）の要点の説明をいたします。

このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,356万9,000円を追加し、予算の総額を222億2,630万2,000円としたものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を追加したもので、まず説明資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

内容といたしましては、備考欄に記載をしております公立保育所、私立保育園、放課後児童クラブ、子育て支援センターの管理運営経費についての増額補正であり、緊急を要したことから、令和2年3月27日付で専決処分をいたしました。

補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、15款の国庫支出金は2,356万9,000円を増額したもので、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用については、全額、国からの財政支援措置がなされることから、交付金及び補助金分を増額をしております。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

歳出でございますが、3款民生費、2目保育所費、公立保育所管理運営費、需用費、消耗品費の276万2,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対策に係りますマスクや消毒液の購入費用を計上したものでございます。

備品購入費220万円の増額は、各施設に配備する感染予防のための除菌機や、体温計を購入する費用を計上したものでございます。

次に、私立保育園費、負担金補助及び交付金、保育対策総合支援事業補助金232万9,000円の増額は、感染予防に係る費用について、私立保育園に交付する補助金を計上したものでございます。

4目児童福祉施設費、放課後児童クラブ運営費、需用費、消耗品費及び備品購入費の増額は、先ほどの公立保育所と同様の対策経費を計上したものでございます。

また、児童クラブ指導委託料821万4,000円の増額は、小学校の臨時休校に伴う施設開設委託料の増額分を計上したものでございます。

次に、子育て支援センター運営費、ファミリーサポートセンター運営委託料6万4,000円の増額は、小学校の臨時休校に伴う事業の増額分を計上したものでございます。

続きまして6ページのほうをお開き願います。

繰越明許費の補正でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施、物品等の納入期間が4月以降になるということから、必要な事業費を次年度に繰り越すため、広島県議会議員補欠選挙事業ほか、4事業について、合計6,996万2,000円を上限とした繰越明許費を変更及び追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】

○先川議長 日程第5、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉浩君。

○児玉市長 承認第2号「専決処分した安芸高田市税条例等の一部を改正する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。  
本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日から施行されることに伴い、税条例等の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正させていただいたものであります。

主な改正内容は、地方税法の一部改正による規定整備であります。  
よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長 承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」について御説明をいたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、専決処分により改正をいたしましたものでございます。

主な改正の内容でございますが、地方税法等の改正に伴い、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、未婚のひとり親に対する税制上の措置、及び寡夫控除の見直し、地方法人課税、たばこ税、地方譲与税の見直し等による規定の整備を行うもので、都合3条にわたり関係条例の改正を行うものでございます。

説明資料につきましては、改正条項等と内容を取りまとめたものでございます。資料を参考にいただきながら、承認議案書により、条例文の改正箇所の御説明をいたします。

承認議案書の3ページをお開き願います。

右の表が改正前、左の表が改正後の条例でございます。

まず、第1条による改正でございます。

4ページをお開き願います。

第24条では、個人の住民税の非課税の範囲を規定しておりますが、寡夫を対象から除いて、ひとり親を対象に追加するものでございます。

次に、第34条の2では、所得金額から控除する項目に、ひとり親控除を追加するもの、及び引用条項の項ずれによる改正でございます。

4ページ後段から5ページにかけての第36条の2は、市民税の申告書の提出について規定をしていますが、引用条項の項ずれによる改正でございます。

5ページ中段から6ページにかけての第36条の3の2、及び第36条の3の3は、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等、所要の措置を講ずるものでございます。

6ページをお開き願います。

中段の第48条は、法人の市民税の申告納付について規定していますが、法律改正により項ずれが生じたことによる改正でございます。

下段の第54条は、近年、所有者不明土地等が増え、固定資産税を課することができない問題が発生しており、この問題解決のため、固定資産の所有者を調査しても、なお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるよう新たに規定されたことに伴い、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

8ページ下段の第61条及び、9ページの第61条の2は、固定資産税の課税標準の特例について規定をしておりますが、法律改正に伴う項ずれに

よる改正でございます。

次の第74条の3及び、10ページの第75条は、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、賦課徴収に必要な事項を申告されることができる規定を新設し、その申告をしない者に対する過料について、規定の整備を行うものでございます。

次の第94条の第2項は、たばこ税の課税標準について規定をしていますが、葉巻たばこ1本当たりの重量が0.7グラム未満の本数の算定方法について、新たに規定するもので、同条第4項は第2項の規定に伴い、関係条文の字句等の規定整備でございます。

11ページをお開きください。

第96条は、たばこ税の課税免除について規定していますが、輸出免税等の適用に当たって必要となる書類の提出を不要とする等、手続の簡素化が図られるよう、規定整備するものでございます。

下段の第98条は、たばこ税の申告納付の手続について、12ページの第131条は特別土地保有税の納税義務者等について規定していますが、引用条項の項ずれによる改正でございます。

次に、附則第3条の2につきましては、延滞金の割合等の特例について、附則第4条については、納期限の延長に係る延滞金の特例について規定していますが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備でございます。

14ページを御覧ください。

附則第6条から21ページの附則第16条までは、元号が平成から令和になったことに伴うもの、及び法律改正に合わせて引用条文の改正、字句の整備でございますが、そのうち附則第8条は、肉用牛の販売による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長したことに伴う規定の整備でございます。

21ページをお開きください。

中段の附則第17条は、近年地方部を中心に、空き地等が増加し、所有者による適切な利用・管理がなされていない、いわゆる低未利用地が今後より一層増加することが懸念されております。これは、治安、衛生、景観等の悪化による悪影響だけではなく、地域活力の低下、周辺地価の下落等、経済面でも負の影響を及ぼすこととなります。こうしたことを背景に、住民税において、低未利用地を譲渡した場合に、長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴う改正でございます。

次に、附則第17条の2は、優良住宅地の造成のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長したことに伴う改正でございます。

22ページを御覧ください。

附則第22条及び23ページの附則第23条は、元号対応によるものでございます。



続いて、23ページ、第2条による改正でございます。

第19条及び24ページの第20条は、延滞金について規定していますが、法律改正による項ずれに伴う規定の整備でございます。

25ページの第23条は、市民税の納税義務者等について規定していますが、法律改正に合わせて規定の整備をするものでございます。

次に、第31条は、法人税法において、通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の整備をするものでございます。

26ページ下段の第48条は、法人の市民税の申告納付について規定していますが、法律改正に合わせた項ずれに伴う規定の整備です。

28ページの改正前の第9項は、通算法人について課税標準を法人税額とする個人帰属法人税額の廃止に伴う規定の削除をするものでございます。

30ページを御覧ください。

第50条は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續について規定していますが、法人税において、通算法人ごとに申告等を行う連結納税の廃止に伴うもの、及び項ずれによる規定の整備でございます。

32ページの改正前の第52条は、法人税において、通算法人ごと申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴い規定を削除するものでございます。

33ページを御覧ください。

第94条は、たばこ税の課税標準について規定していますが、地方税のたばこ税を国税と同様に1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算することによる規定の整備でございます。なお、第1条改正では、0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算するよう規定していますが、第2条改正の激変緩和措置として、令和3年9月30日までは、第1条改正によるものとされております。

33ページ下段の附則第3条の2は、先ほど法律改正に合わせて、条例の項を削除したことに伴い改正するものでございます。

続いて34ページ、第3条による改正でございます。

これは令和元年6月議会で承認いただいた安芸高田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、第24条は個人の市民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を加える改正を取りやめたことにより、規定を整備するものでございます。

附則第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例は、元号対応による改正でございます。

36ページの改正附則第1条から38ページの改正附則第8条までも元号対応による改正ですが、改正附則第1条、第1項、第4号及び、改正附則第4条は先ほどの第24条の改正を取りやめたことにより、施行期日及び経過措置を削除するものでございます。

最後に、38ページからの附則でございますが、第1条は、この条例の施行期日を定めています。

改正後の条例の施行期日は、基本的には令和2年4月1日からの施行で  
ございますが、条例によっては適用される時期が異なっておりますので、  
それぞれ施行日を規定しております。

40ページの附則第8条からは、過去の改正条例の一部改正です。元号  
対応によるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
15番 金行哲昭君。

○金行議員 聞き間違ってるかも分かりませんが。  
持ち主が分からない、死亡したとって、今現在使用されてる人が使  
用してもいいということ、7ページぐらいで言われたと思うんですが、そ  
こだけ確認したいんですが。調査しても分からん土地を、今使用されて  
いたら、その使用されている人が使ってもいいという解釈をしたんです  
が、そこを教えてください。

○先川議長 答弁を求めます。  
市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長 先ほどの御質疑ですが、固定資産税で土地の持ち主を最善を尽くして  
探しても見つからなかった場合という条件において、既にその土地を使  
用される方がおられた場合に対して、課税措置を行うというものであり  
ます。所有権があるとか、使用権がという条例の改正では行っておりま  
せん。

○先川議長 以上です。  
答弁を終わります。  
ほかに質疑はありますか。  
11番 熊高昌三君。

○熊高議員 かなりの量がありますけれども、特に聞き慣れないところがありまし  
たんで、何点か質疑をさせていただきます。  
説明資料のほうで申し上げたほうが分かりやすいかなと思いますけれ  
ども、第1条関係の94条、葉巻たばこに係るということで書いてありま  
すが、それに合わせて第2条関係でたばこ税の課税標準ということで、  
軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法についてという  
ような、私は初めてこういったものを確認をさせていただいたんですが、  
これについて、もう少し、紙巻たばこがほとんどだと思いますけれども、  
こちらのほうはですね。そこら辺の関係について、もう少し詳しい説明  
を頂きたいというふうに思います。

○先川議長 答弁を求めます。  
市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長 地方たばこ税の改正の部分に御質疑だと思いますが。  
国のたばこ税と同様に、今回軽量な葉巻たばこということで1本当た  
りの重量が1グラム未満を紙巻たばこ1本に換算する方法とするというの

が、国のほうの改正でございます。

この紙巻たばこ1本を0.7グラムにするということで、換算するというふうに今回条例改正のほうで定めさせていただきました。あくまでも、国のほうの課税方式の見直しということで対応をいたしております。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 0.7グラムというのが1本というのが、通常の紙巻たばこが何グラムですかというのをはかったこともなかったんですけども。通常の紙巻たばこが何グラムで葉巻たばこが1グラムと換算するというような意味に受け止めたんですけども。

一般的に、現在吸ってる紙巻たばこが0.7グラムというのが、どのぐらいのたばこなんかなという気がするんですけども。通常0.7グラムなんですかね。はかったことがないんで。そこらとの比較をして、葉巻たばこが1グラムに換算するというので、葉巻たばこは当然高級なものですから、ほとんどが海外からの輸入ということになっておるんだと思いますけれども。その辺がもう少し分かりやすく判断できるような御説明をいただければというふうに思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長 すいません。分かりにくい説明で申し訳ありません。

葉巻たばこの1本当たりの金額と、先ほど申し上げました紙巻たばこ1本当たりの金額ということで御理解をいただければと思います。紙巻たばこ1本が国の計算上は15,244円となっております。箱に換算しますと304,00円となっております。

紙巻たばこのほうは、1本当たり14,244円。今現在、改正前ですね。これを改正後は13,244円に変えるということになります。改正前の箱のお金で言いますと、284,88円を264,88円に変更するという今回の改正でございます。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 既に3度目ですから、要は対象額が少し下がったというふうに捉えていいのかなという気がします。それでよかったら、たばこ税の関係がそういうふうになったというふうに理解をさせていただいておきたいと思います。

もう1点、別件で、固定資産税の関係で、先ほど同僚議員もおっしゃった低未利用土地ですかね。この関係で、附則第17条の関係ですね。こういったものが当然されるということはいいことだと思いますけれども、そういった対象になる状況というのが安芸高田市において、どのように散見されるのか。実態についてお伺いするというのと、3度目ですか

ら、もう少し聞いておきますけれども、実際にそういったところを安芸高田市として具体的にどのようにしていく方向なのかというところについて確認をしたいと思います。

○先川議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長 低未利用地を譲渡した場合の改正でございまして、長期譲渡所得の特別控除が創設されたということを説明申し上げたことに関しての御質疑と思います。

その実態ですが、現状では、まだ把握できてはおりません。

それから、今後に関しましては、先ほども申し述べました附則第17条の2ということで、優良住宅の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例ということで、優遇措置を行うように考えておりますので、今後はそういう空き地についても、若干の動きがでるのではないかというような想定はしておりますが、それらについて正確にどのようになるのかという想定をしたものは今現在ございません。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○先川議長 日程第6、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 承認第3号「専決処分した安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正させていただいたものであります。

改正内容は、国民健康保険税の軽減判定所得算定に用いる基礎課税額の変更です。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長 承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」について要点の御説明をいたします。

本件は地方税法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分により改正をいたしましたものでございます。

説明資料につきまして、改正条項と内容を取りまとめたものでございます。資料を参考にさせていただきながら、承認議案書により条例文の改正箇所の御説明をいたします。

承認議案書の第3ページをお開き願います。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。

条例中、第2条第2項の改正は、法改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額、医療分の課税限度額61万円を63万円に改定したものでございます。

4ページをお開き願います。

第2条第4項の改正は先ほどと同様に、法改正に伴い改正するものですが、基礎課税額、介護分の課税限度額16万円を17万円に改正したものでございます。

次の第23条は、国民健康保険税の軽減規定の改正で、第1項は医療分の課税限度額を61万円から63万円に、介護分の課税限度額を16万円から17万円に改定したものでございます。

同項第2号の被保険者均等割額及び世帯別平均割額が5割軽減となる対象世帯の所得上限額を一人につき28万円から28万5,000円に、同項第3号では2割軽減となる対象世帯の所得上限額を一人につき51万円から52万円に拡充したものでございます。

5ページをお開き願います。

附則第8項、及び第9項の改正は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたため、国民健康保険税の課税についても特例を設けるものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

これについても国等の流れによるものだというふうに思いますけれども。

限度額が1万円とか2万円とか5,000円とか変わっておりますが、その根拠についてもう少し説明をいただきたいと思います。

○先川議長

答弁を求めます。

市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長

今の金額の変更に伴う根拠について説明をという御質疑だと思いますが、これはあくまでも国の条例改正、法律等の改正に伴い、それに合わせて市のほうも改正いたしましたものですので、すいませんが根拠ということでは、国の法律によって改正をいたしました、という説明をさせていただきます。

以上です。

○先川議長

答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

それは当然、冒頭申し上げたように国の流れだというふうに思いますが、当然国も審議をした上でそういう数値になってきておるわけですから、国もその審議の内容によって、根拠を出してきたということだと思いますが。市民の皆さんが聞いたときに、どうしてそういうふうになったのかなということを知られたときに、こういった方向で増額されたんだというふうな、簡単な説明でもできるような、内容が分かれば、私はいいなということで質疑をさせていただきました。

○先川議長

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの熊高議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長

先ほどの質疑ですが、国のほうの条例改正により変更したのですが、市民の方に分かりやすく説明するように、そういう義務があるのではないかと御質疑だと思いますので、市民部としましても、その辺は精査しまして、分かりやすい説明を致すようにいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○先川議長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決い  
たします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条  
例の一部を改正する条例】

○先川議長 日程第7、承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市  
税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 承認第4号「専決処分した安芸高田市税条例の一部を改正する条例」  
について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、4月30日から施行され  
ることに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正する必要が生じたの  
で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正させて  
いただいたものであります。

改正内容は、新型コロナウイルス感染症等に係る猶予制度の特例の変  
更等です。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 宮本智雄君。

○宮本市民部長 承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の  
一部を改正する条例】」について要点の御説明をいたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に施行  
されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正する必要が生じまし  
たので、専決処分により改正いたしましたものでございます。

説明資料につきましては、改正条項と内容を取りまとめたものでござ  
います。資料を参考にさせていただきながら、承認議案書により条例文の  
改正箇所の御説明をいたします。

承認議案書の3ページをお開き願います。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。

条例中、附則第10条は、読みかえ規定についてのものですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小企業等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置を附則第61条で新たに規定したこと、及び生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する措置を附則第62条で新たに規定したことに伴い規定の整備をするものでございます。

なお、この措置による減収額については、全額国費で補填されることとなります。

4ページをお開き願います。

附則第10条の2は、先ほどの附則第62条で規定した特例の率を0と定める規定でございます。

次に附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について規定していますが、税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするよう規定を整備するものでございます。この措置による減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

次の附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続について、附則第59条第3項において準用する地方税法の規定において、条例に委任している事項の細目を定めるものでございます。

4ページ下段を御覧ください。

第2条改正でございます。

附則第10条及び第10条の2は、法律の条ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、附則第25条は、寄附金税額控除の特例について規定していますが、イベントを中止した場合において、その入場料等の払戻し請求権を放棄した者に対して、住民税の税額控除の対象となるよう規定したものでございます。

次に、附則第26条は、住宅借入金等特別控除の特例について規定していますが、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するよう規定されたことに伴う改正でございます。

なお、この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により、全額国費で補填されることとなっております。

6ページ下段を御覧ください。

附則で、この条例は、公布の日から施行となっておりますが、第2条



の規定は、令和3年1月1日からの施行となっております。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

ここで換気等のため、11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

承認第4号について、質疑に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例】

○先川議長

日程第8、承認第5号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長

承認第5号「専決処分した安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、4月1日付で広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正させていただいたものであります。

改正内容は、重度心身障害者医療の給付に係る所得制限の対象の一部を改正するものです。

○先川議長 よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。  
これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。  
○大田福祉保健部長兼福祉事務所長 それでは、承認第5号「専決処分した事件の承認について」の説明を申し上げます。

本件は先ほど提案理由でもございましたとおり、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴いまして、専決処分により改正したものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の2を御覧ください。

人工呼吸器その他生命の維持に欠くことのできない装置を装着しておられる方であって、特別な事情があると認められる場合にあっては、条例に定める所得制限を上回る場合であっても、医療費支給できるよう改正するものでございます。

対象となる方の要件でございますが、資料の3を御覧ください。

継続して常時生命維持装置を装着する必要がある方。具体的には、気管切開口や鼻マスク等を介した人工呼吸器装着者、または、心臓移植等の治療により、体外式補助人工心臓等の装着者であり、かつ、これにより日常生活の動作が著しく制限されている方を対象としております。

市民の方への周知でございますけれども、ホームページへの掲載のほか、直近の広報紙等で掲載を予定しております。

施行期日は、公布の日としており、適用につきましては、広島県の要綱と同じく令和2年4月1日としております。

それでは、議案の3ページ下段を御覧ください。

先ほど御説明をいたしましたけれども、左側の改正後の下段、第4条第3項に人工呼吸器等装着者であって、特別な事情があると市長が認めたものを追加改正しております。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番 児玉史則君。  
○児玉議員 ただいまの説明ですが、この対象になられる方、安芸高田市におられるのかどうか。おられるのであれば何名ぐらいおられるのか。教えていただきたいと思っております。

○先川議長 答弁を求めます。  
福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長兼福祉事務所長 現在、身体障害者手帳1級から3級所持者のうち、所得制限によって重度心身障害者医療の非該当となっておられる方が31名いらっしゃいます。このうち、先ほどの人工呼吸器等の装着者として国が想定しております身体障害者1級の手帳所持者は5月7日現在でございますけれども、10名いらっしゃいます。内訳は、肢体不自由の方が3名、心臓機能障害の方

が7名、呼吸器機能障害の方は0名でございます。

この中で、このたびの該当要件に適用するか否かは、医師が記入されます常時人工呼吸器等装着者証明書によって判断されることとなります。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第5号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市  
重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例】」の件を起立に  
より採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民  
健康保険条例の一部を改正する条例】

○先川議長 日程第9、承認第6号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市  
国民健康保険条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 承認第6号「専決処分した安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正  
する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感  
染するなど、一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給す  
るため、条例の一部を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分  
により改正させていただいたものであります。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長兼福祉事務所長 それでは、承認第6号「専決処分した事件の承認について【安芸高田  
市国民健康保険条例の一部を改正する条例】」について要点の御説明を  
申し上げます。

去る令和2年3月10日、国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」の中で、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス症に感染するなどして、休業を余儀なくされた被用者に対して「傷病手当金」を支給する内容が盛り込まれ、保険者市町村に向けて傷病手当金の支給に向け条例を整備するよう要請がなされました。

これを受けまして、給与の支払いを受けている被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したことによって、一定期間以上労務に服することができなかつた場合に、傷病手当金を支給できるように条例を改正いたしました。

具体的な内容でございますが、説明資料の2の改正概要を御覧ください。

(1) 対象者は、国民健康保険の被保険者であり、給与の支払いを受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染している、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができない方が対象となります。

(2) 支給期間は、労務に服することができなかつた日から起算して、3日を経過した日、4日目以降から、労務に服することができなかつた期間のうち、労務につくことを予定していた日が対象となります。ただし、その期間に給与収入の全部または一部を受けることができる方に対しては、期間中の傷病手当金を支給はいたしません。

なお、受けすることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給させていただきます。

(3) 支給額は、直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に、3分の2を乗じた額の日数分でございます。

(4) 適用期間におきましては、令和2年1月1日から、同年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間としております。ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月までとしております。

市民の皆さんへの制度の周知につきましては、市のホームページへ掲載のほか、直近の広報紙のほうへ掲載を予定しております。

施行期日は、公布の日、令和2年4月24日としております。

それでは、議案の4ページを御覧ください。

このたびの条例改正は、新型コロナウイルス感染症に被保険者等が感染した場合に傷病手当金を支給することができるよう所要の条例改正を行いました。

内容は、第6条の2を追加し、第1項で新型コロナウイルス感染症に感染した労務に服することができない場合に傷病手当金を支給することを定義し、第2項では傷病手当金の支給額、第3項では、支給期間を定めております。

第6条の3では、傷病手当金と給与等の調整について定めております。

第6条の4では、何らかの理由により、事業主が支払う予定であった休

業中の給与が支払われなかった場合に、差額調整を含めて傷病手当金として支給することが定められております。

第2項では、事業者が支払うべき給与を、保険者として傷病手当金として立てかえ払いをするようなこととなりますので、調整後には、事業主から徴収することが定められております。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第6号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 承認第7号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例】

○先川議長 日程第10、承認第7号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 承認第7号「専決処分した安芸高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正させていただいたものであります。

改正内容は、後期高齢者医療の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどした、一定の要件を満たした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 大田雄司君。
- 大田福祉保健部長兼福祉事務所長 それでは、承認第7号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例】」について要点の御説明を申し上げます。  
先ほど、国民健康保険と同様に、後期高齢者医療におきましても、国から保険者に対し傷病手当金の支給に向けた条例の整備について要請がされました。  
これを受けまして、後期高齢者医療の保険者である「広島県後期高齢者医療広域連合」によって、「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正が行われました。  
説明資料のほうを御覧ください。  
傷病手当金の支給要件につきましては、先ほど御説明いたしました国民健康保険と相違がございません。  
4の施行期日におきましては、「広島県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例」が改正された際の施行日と合わせ、令和2年5月1日としております。  
それでは、議案の3ページ下段から4ページ上段を御覧ください。  
こちらに「安芸高田市後期高齢者医療に関する条例」の第2条（市において行う事務）に、第8項の広域連合条例附則第25条の傷病手当の支給に関する申請書の受付を追加したものでございます。  
この広域連合条例附則第25条の内容につきましては、先ほどの国民健康保険条例の改正内容と同様のものでございます。  
以上で要点の説明を終わります。
- 先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
（質疑なし）
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
（異議なし）
- 先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
（討論なし）
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第7号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第42号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

○先川議長 日程第11、議案第42号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉浩君。

○児玉市長 議案第42号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32億1,114万2,000円を追加し、予算の総額を217億704万8,000円とするものであり、新型コロナウイルス感染症対策関連の予算でございます。

現在、新型コロナウイルス感染症に関しましては、国の緊急事態宣言による徹底した外出自粛要請により、1日当たりの感染者数は減少傾向となっており、今後は自粛の解除も検討されているところであります。

しかし、現在も感染者が報告されていることから、引き続き予断を許さない状況でもあります。

そうした中、市内の経済状況につきましては、先日開催いたしました緊急経済対策連携会議において、観光施設・飲食業・旅行者等において、大幅な売上げの減少と自動車製造業などにおける生産調整により、今後幅広い業種への深刻な影響が懸念されると報告を受けております。

こうした状況から、市といたしましては、これまで感染拡大防止のための分散勤務の実施、市内の医療・福祉・教育現場等へのマスク等の配布、飲食業支援のための昼食弁当の取りまとめなどを実施してまいりましたが、このたび、国・県の新型コロナウイルス感染症対策の補正予算が成立したことによる市民一人10万円支給とする定額給付金などに係る予算等、及び新たな市独自の施策による感染拡大防止とオンライン診療などの医療体制の支援、市内中小事業者等の事業及び雇用継続と地域経済の維持、そして市長就任に当たっての約束としております、子育て世帯の生活支援の3つを骨子として、補正予算を編成いたしました。

市内の経済状況、市民生活は、日に日に厳しさを増しております。

こうしたことから、まずは、この支援を速やかに市民の皆様にお届けしたいと考えております。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、予算決算常任委員会に付託して審査することいたします。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~  
午前11時39分 休憩

午後 4時50分 再開  
~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
お諮りいたします。本日の会議時間は、都合により延長したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、本日の会議時間は延長いたします。  
議案第42号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 本日付で本委員会に付託のありました議案第42号の審査結果について、報告をいたします。

付託された議案につきまして、本日委員会を開き、関係説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第42号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ32億1,114万2,000円を増額し、予算の総額を、217億704万8,000円とするもので、新型コロナウイルス感染症対策として、「特別定額給付金事業に要する経費」、感染拡大防止と医療体制支援のための「オンライン診療体制整備に係るお太助フォン設置に要する経費」、市内中小事業者等の事業及び雇用の継続と地域経済の維持を目的とした「事業継続応援給付金や観光振興施設支援補助金に要する経費」、「子育て支援応援商品券発行事業に要する経費」、その他、感染症拡大防止に伴う観光振興・国際交流事業の中止による経費の減額などが、主なものとなっております。

審査において、広範囲にわたる質疑がなされましたが、主に、次の3項目に関する質疑が集中しております。

まず1点目、定額給付支援、子育て支援、企業への支援など、各種給付金の交付に係る、早急な対応、周知徹底、相談窓口の充実に関する内容でありました。

次に2点目は、外郭団体等運営指導事業費に計上された、本市の観光振興施設への支援のあり方に関する内容でありました。

3点目は、本市の地域振興基金を取り崩し、独自の施策を実施することによる、財政への影響や、今後の国の支援の充当に関する内容でありました。

歳入、歳出について、それぞれ慎重に審査した結果、補正額、補正内容等、適正であると判断し、議案第42号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。



○先 川 議 長      これをもって委員長の報告を終わります。  
                         これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はあり  
                         ませんか。

                         (質疑なし)

○先 川 議 長      質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
                         これより討論に入ります。討論はありませんか。

                         (討論なし)

○先 川 議 長      討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
                         これより議案第42号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第2  
                         号）」の件を起立により採決いたします。

                         本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の  
                         報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

                         [起立多数]

○先 川 議 長      起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
                         以上をもって、本臨時会の日程は全て終了いたしました。  
                         これにて、令和2年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。  
                         御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 4時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員